

これからは..

# 大人も子どもも自転車乗るなら ヘルメット!!!



自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方のうち、  
約6割が頭部に致命傷を負っています。 \*警察庁ホームページ



**重要** 

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から  
全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務  
となります。



ご存知ですか?



# 道路交通法の改正内容 (自転車ヘルメット関係)

令和4年4月27日公布 令和5年4月1日施行

改正後	改正前
<p><u>(自転車の運転者等の遵守事項)</u></p> <p>第63条の11 <u>自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)</u></p> <p>第63条の11</p> <p>児童又は幼児を保護する責任のある者は、<u>児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p>

\* 児童：6歳以上13歳未満、幼児：6歳未満

## 自転車安全利用五則

令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

